

「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン(仮称)」(素案)に関する
パブリック・コメントの結果について

資料3

令和3年(2021年)2月12日

- 1 募集期間
令和2年(2020年)12月25日(金)から令和3年(2021年)1月23日(土)まで
- 2 意見の件数(意見提出者数) 31件(13人)
重複を除く意見数(同趣旨のご意見を1件としてまとめたもの) 28件
- 3 意見の取扱い
反 映: 寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの 4件
参 考: 今後の取組の参考とさせていただくもの 20件
既 記 載: 寄せられたご意見の趣旨・考え方が既に素案に記載されているもの 2件
そ の 他: 素案以外についてのご意見や上記以外の取扱いを行ったもの 2件
- 4 ご意見の概要と県の考え方

| 【計画の基本構想】 | | | |
|-----------|--|--|------------|
| 意見 No. | 意見・提案の概要 | 県の考え方(案) | 取扱い |
| 1 | 【SDGs、ESD】 主な施策の中にESDについての項目立てがないことはいかがなものか。教育振興基本計画の基本理念の中にも盛り込む内容であるべき。 また、「誰一人取り残さない社会の実現」というSDGsの理念を意識した教育活動の必要性にも言及すべきである。 | SDGsは、本県が実施する様々な取組の指針として位置付けられるものと考えており、SDGsの達成に向けて取り組むESDも同様に考えています。 いただいたご意見を参考に、基本理念の文中に「SDGsの理念に沿った『誰一人取り残されない、持続可能な社会づくり』の視点が、より一層重要となっています」との文言を追記しました。 | 反映 |
| 2 | 【重点取組と施策体系】 重点取組と施策体系が共通のものとは合っていないものがあるが、共通している方が分かりやすい。 | ご意見を踏まえ、重点取組の記載順序を施策体系に合わせて修正しました。 なお、重点取組は、特に重点的に取り組む項目を選定しているため、取組の基本的方向性とは表現が一致していない箇所があります。 | 反映 (一部) |
| 3 | 【重点取組について】 重点取組の(1)子供たちの夢を育む、と(2)子供たちの夢を拡げるが学齢期で分けられている点が気になる。 英語教育の充実や進学・就職の夢を叶える取組は、高等学校より以前の段階から取り組む必要性を感じており、この期分けは見直しが望ましい。 | ご意見を踏まえ、「(幼児期～学校期)」及び「(主に高等学校～)」は削除します。 | 反映 |
| 4 | 【重点取組について】 取組15に「キャリア教育の充実」が謳われ、「県内就職率の向上、地域社会で活躍できる人材の育成」を目指すのであれば、重点取組にもこの取組15を反映したものを設定すべきではないか。 | 「県内就職率の向上、地域社会で活躍できる人材の育成」などキャリア教育については、「進学や就職の夢を叶えます」をもって取組を進めることとしています。 | 既記載 |

| 【計画の基本構想】 | | | |
|---------------------------|--|--|-----|
| 意見 No. | 意見・提案の概要 | 県の考え方(案) | 取扱い |
| 5 | <p>【施策体系の分類】</p> <p>「基本的方向性3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」は、キャリア教育の充実と一体に進める必要性を感じる。</p> | <p>計画の策定に当たり、第1期教育プランから継続してライフステージをベースにした基本的方向性により施策を記載していますが、それぞれの基本的方向性は互いに作用するものであり、一体的に進めていくことが必要と考えています。</p> <p>ご意見につきましては、取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 【基本的方向性1 家庭・地域の教育力向上】 | | | |
| 6 | <p>【くまもと家庭教育支援条例】</p> <p>条例制定時に要望し、第4条3項に「保護者及び子供の障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮する」、第17条に「県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供」との一文が加わった経緯がある。</p> <p>「自閉症・発達障害は親の育て方や愛情不足が原因」と誤認されることなく、偏見を助長することのないよう、条例制定時の要望をしっかりと踏まえた取組が行われることを要望する。</p> | <p>本県では市町村と連携して保護者が親として学ぶ機会の提供や科学的知見に基づく情報提供に取り組み、家庭教育の重要性の啓発や家庭教育を支援する社会的気運の醸成に努めています。</p> <p>また、特別支援教育の推進においても、福祉・保健・医療・労働の関係機関との連携を図るに当たり、親の育て方や愛情不足が原因と誤認されたり、偏見が助長されたりすることのないよう、条例の趣旨を踏まえ、理解啓発を進めて参ります。</p> <p>ご意見につきましては、取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 【基本的方向性2 安全・安心に過ごせる学校づくり】 | | | |
| 7 | <p>【いじめ・不登校に係る指標】</p> <p>指標の設定が、九州他県に比べて非常に低い目標となっている印象。</p> <p>熊本県はいじめを受けた後、不登校になってからの対応を指標としているが、いじめや不登校を未然に防ぐための取組指標も必要ではないか。</p> | <p>第2期教育プランにおいて、①「学校は楽しいと感じる児童生徒割合の向上」、②「不登校児童生徒割合の減少」を指標に掲げ取り組んで参りました。</p> <p>①は、平成30年度は全学校種において90%以上の児童生徒が「学校は楽しい」と回答しました。</p> <p>また、②は、全国平均と比較するとすべての学校種において下回っています。</p> <p>このような未然防止の取組を更に充実させるため、いじめられた子供の孤立化を防ぐことや、周囲の生徒の支援、不登校を問題視するのではなく専門家に確実につなげ支援のネットワークを広く強固にすることが重要と考え、今回の指標を設定しました。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 8 | <p>【いじめに係る指標】</p> <p>「自分で解決できると思った」児童生徒を除いていることに違和感を感じる。</p> <p>「SOSの出し方教育」を推進している中で、「自分で解決できると思った児童生徒は誰にも話をしなくていい」ことを是認することにもなりかねず、「SOSの出し方教育」の方針と矛盾しているのではないか。</p> | <p>この指標は、「心のアンケート調査」を活用しており、これまでの調査結果で、約3割弱の児童生徒が「いじめを受けたことを誰にも相談しなかった」と回答しています。そのうち1割程度の児童生徒は、学校の聴き取り等において、「複雑な事案ではなく自力で解決できたから相談しなかった」などと回答しています。</p> <p>このような状況を踏まえより分かりやすい指標設定とするため、「いじめを受けた児童生徒で、誰かに話をした、又は自分で解決できると答えた割合」に変更します。</p> <p>また、「SOSの出し方教育」の推進については、児童生徒が現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、身近にいる人に適切な援助希求行動ができるようにするとともに、身近にいる人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的として取り組んでいるところです。</p> <p>ご意見については、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |

【基本的方向性3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成】

| 意見 No. | 意見・提案の概要 | 県の考え方(案) | 取扱い |
|-----------|---|--|-----|
| 9 | <p>【学力の向上に関する指標(小中)】</p> <p>点数のみにこだわって、試験対策ばかりに時間と労力をつぎ込んでいる現状があり、意味があるのか疑問。県学力テストも、多くの学校現場で、本来の教育課程の授業よりも優先し、過去問の練習にかなりの時間を割いている。</p> <p>「全国学力・学習状況調査で全国平均を上回る」というやり方では、「主体的・対話的で深い学び」は生まれず、指標については、見直すべき。</p> | <p>本県の子供たちが、どの地域で学んでも必要な学力を身に付けるようにすることは、県教育委員会の果たすべき役割と考えています。</p> <p>そのため、「熊本の学び推進プラン」を基に、子供を中心に、学校、家庭、地域、行政を含めた五者が連携して、熊本のすべての子供たちが「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付けることを目指して、取り組んでいます。</p> <p>また、「熊本県学力・学習状況調査」も活用し、調査結果を基にした授業改善、調査後の児童生徒一人一人の課題克服に向けた取組の充実等につなげています。</p> <p>指標については、これらの取組を検証し、改善に生かすものとして設定しています。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 10 | <p>【少人数学級の推進】</p> <p>少人数学級の推進を早急にお願いしたい。コロナ対策にもなり、子供たち一人一人に目が向き、個性に応じた教育に近づくことができる。</p> | <p>小学校については、国において学級編制の標準を35人に計画的に引き下げることとなり、R3年度は2年生、R4年度は3年生、その後6年生まで順次35人学級編制となる予定です。</p> <p>また、本県の中学校においては、学力向上や中1ギャップの解消等、学校現場等からの強い要望も踏まえ、県独自で県内のすべての中学校に、1年生を対象とした少人数学級編制(35人学級)を導入することとしています。</p> <p>国に対しては、今後も引き続き中学校の学級編制の標準の引下げについて要望等を行って参ります。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 11 | <p>【学力の向上に関する指標(高等学校)】</p> <p>狭義の「学力(知識)」に限定した印象が強く、そもそも生徒の「学ぶ意欲・楽しさ」「分かる喜び」があつての学力向上であるべきではないか。</p> <p>「高校生のための学びの基礎診断」が始まって3年目であり、実施していく上での様々な課題がありながらこのテストを利活用することは問題がある。</p> <p>また、必ずしも民間ツールを利用しなくてもよいにも関わらず、保護者負担で受検させるこのテストを指標にすることが妥当なのか、指標にするのであれば受験料を県が負担すべきではないか。</p> <p>九州他県で採用している「授業が分かる生徒の割合」や「教員に安心してわからないと言える生徒の割合」などが望ましいと考える。</p> | <p>ご意見のとおり、生徒の「学ぶ意欲」や「分かる喜び」は、生徒の学習意欲を喚起し、学力の向上を図るうえで重要な要素と考えています。</p> <p>「高等学校学習指導要領」等の考え方に沿って、本県でも「高校生のための学びの基礎診断」活用方針を定め、生徒の学習の成果を的確に捉えて、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるよう、各県立高校において学習におけるPDCAサイクルの確立を進めています。すでに、すべての県立高校で、PDCAサイクルの一環として学びの基礎診断を活用しており、この結果を指標として活用することで、一層の教師の指導の改善に努め、生徒の学習意欲を喚起するとともに、学力向上に取り組んで参ります。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 12 | <p>【子供の精神的幸福度】</p> <p>日本の子どもの「精神的幸福度」ランキング(ユニセフの調査)は38カ国中ワースト2位である。学力だけでなく、「社会的スキル」も調査指標となっており、「すぐに友達ができる」がワースト2位という結果であった。そこで、本県も「ソーシャルスキルトレーニング(sst)教育の推進」が必要だと考える。</p> | <p>本県では、「熊本の学び推進プラン」で学級づくりの重要性に触れ、目指したい姿として「友達のよさを認め、信頼し助けあえる子供」や「相手の話を受け止め、自分の考えを発信できる子供」などを挙げるとともに取組例を紹介しているところです。</p> <p>ご意見を参考に、ソーシャルスキルトレーニングを含め、今後も各校における好事例の収集・周知に努めて参ります。</p> | 参考 |

| 【基本的方向性4 障がいや多様な教育的ニーズに応える】 | | | |
|--------------------------------|--|--|------------|
| 意見 No. | 意見・提案の概要 | 県の考え方(案) | 取扱い |
| 13 | <p>【小中学校の教員の専門性向上】</p> <p>特別支援教育に関し、小中学校への学校訪問は、教育事務所が対応しているが、実際には特別支援学級等の経験がある管理職や地域の特別支援学校に協力者として指導を依頼している。</p> <p>ぜひ、小中学校の特別支援学級等の教職員の専門性向上を図るため、指導体制の充実を進めていただきたい。</p> <p>できれば教育事務所にも特別支援学級等の経験が豊富で、専門性も意欲もある指導主事を配置していただけないか。</p> | <p>本県では、これまで特別支援学級を初めて担当する教員を対象に教育課程編成や指導方法に関する研修を実施してきました。</p> <p>令和3年度からは対象を拡大し、特別支援学級を担当するすべての教員に対して、障がいへの理解や自立活動の指導方法等に関する研修を行う予定です。</p> <p>学校訪問に際しては、特別支援教育課から指導主事を派遣し、授業参観後の指導を行っており、教育事務所と連携しながら教員の専門性向上に努めているところです。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 【基本的方向性5 キャリア教育の充実とグローバル人材の育成】 | | | |
| 14 | <p>【キャリア教育の推進に係る指標】</p> <p>キャリア教育に係る指標は、「高校生がインターンシップを体験した割合」に限られているが、中学生期から様々な取組を行っており、そうした取組の普及を進めていくことが効果的である。</p> <p>これらの取組の普及率や、「将来の夢や目標をもっていますか」等の設問の数値を目標指標として掲げることが有効。</p> <p>本県でも早期からのキャリア教育を進め、高校につながる小中学校期に適切なキャリア形成を一人一人に保証していくことができるよう、施策をお願いしたい。</p> | <p>本県では、小中学生に対するキャリア教育の更なる充実を目指し、「熊本の学び推進プラン」に基づいたキャリア教育研究指定校事業を行っています。</p> <p>「特別活動の学級活動を要としながら学校の教育活動全体を通じて行うこと」「主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるキャリア・パスポートを活用すること」等を具体的取組の視点として実践的研究を積み重ねるとともに、その成果を県内に普及させることを目的としています。</p> <p>指標については、高校生を対象としたものを選定しておりますが、ご意見を参考に、小中学生についても更に取組を充実させて参ります。</p> | 参考 |
| 15 | <p>【人口流出の抑制】</p> <p>「個人の夢を実現する」当たり前の進路指導が、他県進学や他県就職となって地域の持続性が損なわれる経験を通じ、単に「個人の夢実現」という目的だけでなく、「地元の産業や文化を継承発展させていく」ことが必要ではないか。</p> <p>また、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)でも知事部局は人口流出抑制政策を列挙しているのに対し、教育委員会の施策は「きめ細かな教育による学力の向上」、「グローバル人材の育成」、「魅力ある学校づくり」など人口流出政策にならない。</p> | <p>「取組15 キャリア教育の充実」において、「県内就職率の向上、地域社会で活躍できる人材の育成」に取り組むことを盛り込んでいます。</p> <p>ご意見を踏まえ、上記の文の後段に、「地域産業の発展につなげます」を追記しました。</p> <p>本県では、生徒・保護者の県内企業への理解促進や、キャリアサポーター等の配置、インターンシップ受入企業等が検索できる「事業所検索データベース」の運営などに取り組み、高校生、保護者及び教職員が県内事業所に対する理解を深める機会につなげています。</p> <p>今後も知事部局と教育委員会が、しっかり連携して取り組んで参ります。</p> | 反映 (一部) |

【基本的方向性5 キャリア教育の充実とグローバル人材の育成】

| 意見 No. | 意見・提案の概要 | 県の考え方(案) | 取扱い |
|-----------|---|---|-----|
| 16 | <p>【グローバル人材の育成】 グローバル人材の育成という点では語学力向上を中心とした施策になっている印象。資格が増えることが日本一につながるのか。 宮崎県のように単に語学力だけでなく国際理解教育の充実のための教育活動をしている学校を増やしていく取組が必要であり、そのための具体的な施策や指標設定が必要。 何をもって日本一と言えるのか。もっと世界に目を向けたグローバルな視点で国際教育の充実を図るべき。</p> | <p>本県では、郷土に誇りをもち、多様な文化をもつ人々と英語で考えや気持ちを伝え合う児童生徒や、異文化交流体験等に積極的にチャレンジし、主体的に学び続ける児童生徒の育成に向けた取組を進めており、取組16にも「国際交流に積極的に取り組む」ことを盛り込んでいます。 外部検定試験による資格取得率は、学校が組織として「英語教育日本一」に取り組むために設定した指標であり、児童生徒の英語力向上を目指します。 今後もこれらの取組の充実に向けて参ります。</p> | 既記載 |

【基本的方向性6 魅力ある学校づくり】

| | | | |
|----|---|---|----|
| 17 | <p>【魅力ある学校づくりに係る指標】 本来は先の高校再編整備計画実施後に課題となった「郡部の高校のほとんどが定員割れしている」問題について指標を作るべき。郡部の高校に対する魅力づくりのために必要な財政的・人材支援を十分に行うことを施策に入れ、その結果入学者数がどのように推移したのかを検証することが必要。 目先の入学者数に左右されず、郡部の小規模高校が地域で必要な学校として存続していくような支援を平等に行っていくことが大切。</p> | <p>ご意見のとおり、熊本市外の高校の定員割れは課題として認識しており、指標を「入学を希望する生徒が増加した県立高等学校の学科・コースの割合」に設定したところです。 熊本市外の高校においては、在校生による中学校訪問や近隣高校や地域と連携したPR活動など、積極的な情報発信に努めています。 また、現在、熊本市外の高校の魅力化を重点的に図る方策について外部有識者で構成する検討会で議論が行われており、今年3月に提言がなされる予定です。 この提言を受けて、熊本市外の高校の魅力化を図り、地域や保護者に選ばれる学校づくりを更に進めて参ります。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 18 | <p>【県立高校の空調設備(学びを支える施設の整備)】 本県の県立高校においては保護者負担で普通教室に空調設備を設置し、その維持管理費も保護者負担で行われている。 一方、県立特別支援学校では県費で空調設備が設置され、その維持管理費も県費で賄っており、同じ県立学校の中で費用負担に差があるのは説明責任上問題はないのか。 「県立学校における空調設備の整備方針」において高校普通教室や特別教室も対象にできるような検討を行うなど、保護者負担の軽減の観点からも県立学校の学びを支える施設の整備管理について言及すべき。</p> | <p>県立学校の空調設備は、整備方針に基づき必要な諸室に設置を行っており、特別支援学校については、それに加え、体温調節ができない生徒のために普通教室等にも設置しています。 県立学校施設については、老朽化対策を計画的に進めており、県財政が厳しい中、直ちに高校におけるすべての教室の空調設備を公費負担に切り替えができる状況にはありませんが、今後、生徒の安全安心を確保したうえで、空調設備の公費設置について検討していきたいと考えています。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |

【基本的方向性7 子供たちの学びを支える】

| 意見 No. | 意見・提案の概要 | 県の考え方(案) | 取扱い |
|-----------|---|---|-----|
| 19 | <p>【教職員の人材確保、働き方改革】 宮崎県教委では、全公立小中学校を現行の40人学級から30人学級に段階的に変更する方針を固めているとのこと。 教職員の増員及び教職員が超過勤務をしないで済む仕事量の2点以外には、根本的な働き方改革はなく、変形労働時間制や超過勤務時間を〇〇時間以内という政策では何の解決にもならない。 ぜひ本県でも財源を確保し、宮崎県のような取組を実現してほしい。</p> | <p>小学校については、国において学級編制の標準を35人に計画的に引き下げることとなり、R3年度は2年生、R4年度は3年生、その後6年生まで順次35人学級編制となる予定です。 また、本県の中学校においては、学力向上や中1ギャップの解消等、学校現場等からの強い要望も踏まえ、県独自で県内のすべての中学校に、1年生を対象とした少人数学級編制(35人学級)を導入することとしています。 国に対しては、今後も引き続き中学校の学級編制の標準の引下げについて働きかけを行い、教職員の業務の削減・効率化と合わせ、しっかり取り組んで参ります。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 20 | <p>【学校における働き方改革の推進①】 学校でできる努力には限界があり、記載してある「人材の確保」は必要不可欠。 コロナ禍の中での雇用創出や地域、経済の活性化という観点からもスクールサポーター等の配置には大きな効果がある。</p> | <p>令和2年度は、年度末までに小中学校へ213人のスクール・サポート・スタッフを配置する予定です。 基本的方向性7の主な施策に「スクール・サポート・スタッフなど外部人材の活用」を盛り込んでいますが、次年度も引き続き配置できるよう、国への働きかけを行って参ります。</p> | 参考 |
| 21 | <p>【学校における働き方改革の推進②】 具体的な施策の中に「業務改善」の項目がないのはおかしい。具体的にどの業務をどのように減らしていくかについて議論し、具体化しないと意味がない。 学校現場が取り組む業務削減・業務改善に関する指標の追加が必要。</p> | <p>取組25に「業務の削減・効率化」を盛り込んでいます。 具体的な取組としては、「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」において、業務の削減・効率化を方針の一つとし、ICTを活用した会議等のペーパーレス化や授業の効率化、オンライン研修の推進、学校への調査の精選など進めています。 本プランに沿った取組を着実に実施し、毎年度検証を行いながら、教職員の長時間勤務の縮減を図って参ります。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 22 | <p>【管理職による勤務状態の把握】 管理職による職員の勤務時間外の正確な勤務状態を把握していない状況がある。管理職には、労働安全衛生等に基づき、実践的に学校をマネジメントする力をつけていただきたい。</p> | <p>基本的方向性7の主な施策にも「タイムカード等による勤務時間の適正管理」を掲げています。 全県立学校にICカードを用いた勤務管理方法を導入し、勤務時間の管理に努めています。 また、小中学校においても、タイムカードやバーコード等による勤務時間の客観的把握を行っています。 今後も、引き続き管理職会議や研修など折に触れ、教職員の勤務時間の適正な把握や健康管理への対応を指導して参ります。 ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 23 | <p>【デバイス端末の配布】 「教育機関でのデバイス導入はAppleが多いが、実際社会ではAndroidやWindowsが多く使われている」という有識者の声もあるので、高校へのデバイス配布の際は、生徒の将来を考えたデバイス配布の検討を。</p> | <p>本県の県立高校に導入する端末については、有識者の意見を踏まえ、管理のしやすさやクラウドの利活用のしやすさなどから、Google Chrome OSのパソコンを整備することとしています。 ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> | 参考 |

【基本的方向性7 子供たちの学びを支える】

| 意見 No. | 意見・提案の概要 | 県の考え方(案) | 取扱い |
|--------------|--|--|-----|
| 24 | <p>【ICT教育日本一①】</p> <p>コンピュータは実践でどう使うかを学生の段階で知っていると、多様な社会活動ができる。例えば、フィリピンやカンボジアでは3Dプリンタで義足を製作するなどしている。コンピュータを活用し、社会活動につながることを学べるようにすると良い。</p> <p>また、ICT教育日本一を目指すのであれば、校舎内5Gを検討してはどうか。</p> | <p>将来的に子供たちに必要なスキルを考えながら、各県立学校の学習計画、専門学科等に応じたICTの活用を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、専門高校では、デジタルトランスフォーメーション(DX)等に対応した職業人材の育成を図るため、最先端の産業設備導入による学習環境の整備を進める予定です。</p> <p>なお、予算の制限もあり、直ちに5G導入は困難ですが、学習に必要な不可欠な高速大容量のwi-fi環境を今年度中に整備する予定です。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 25 | <p>【ICT教育日本一②】</p> <p>すべての教職員が勤務時間内の研修で力をつけることは難しい。何をもち「日本一」とするのか伝わりにくい。本当に「ICT教育日本一」を目指すならば、例えば、最低一学年に一人ICT支援員等のスタッフを派遣していただくなどの条件整備が必要。</p> | <p>基本的方向性7の指標のとおり、県内の自治体及び県内すべての公立学校が日本教育工学協会(JAET)の学校情報化認定制度の認定を積極的に受けるよう働きかけ、認定数を全国一とすることで、目に見える形で「日本一」となることを目指します。</p> <p>また、ICT支援員等については、学校設置者が人員等を決定しており、県立学校には4校に1人程度の割合でICT支援員を、また、2校に1人程度の割合でGIGAスクールサポーターを派遣する予定です。ICT支援員等の増員については、導入する令和3年度以降の実績を踏まえ、検討を進めて参ります。</p> <p>なお、ICT支援員等以外にも、熊本県教育情報システム等を活用した教材の配布、研修及びe-ラーニングの充実等の条件整備を進めていくこととしています。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 26 | <p>【教職員のICT活用指導力】</p> <p>ICTは情報環境の克服なので、教職員へのICT活用のアップデート促進は急務。</p> | <p>教員のICT活用指導力の向上に向け、経験年数ごと、校種ごと、遠隔学習・オンライン学習などのテーマごとに研修内容を体系立てるなどして充実させ、「熊本県ICT活用推進研修パッケージ」として、すべての教職員を対象に実施しています。</p> <p>ご意見につきましては、これらの取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p> | 参考 |
| 【その他】 | | | |
| 27 | <p>【「子供」の表記】</p> <p>文科省では「子供」の表記で統一されているが、第1期及び第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランではすべて「子ども」の表記になっている。第3期は「子供」で統一された考え方は如何。</p> | <p>文部科学省では平成25年7月刊行の文部科学白書で「子供」に表記が統一されました。</p> <p>「子供」の表記が浸透し、既に多くの文書や計画等で「子供」を使用していることから、公文書の原則に則り、今回から「子供」を使用することとしました。</p> | — |
| 28 | <p>【概要と素案の整合性】</p> <p>概要ペーパーと素案の表現が一致していない箇所がある。分かりやすいよう、一致させた方が良い。</p> | <p>ご意見のとおり、概要版を使用する際は、計画案の表現と一致させます。</p> | — |